

## 令和7年度近代美術館 所蔵作品展 1期・2期 展示作業業務 仕様書

### 1 内容

#### (1) 概要

展示室に展示している作品を撤去し、梱包が必要な作品は梱包の上、収蔵庫に収納する。その後、同数程度の作品を収蔵庫から展示室に搬入し、展覧会場を設営する。移動壁や移動ケース、彫刻台、パネル、キャプション、休息用ソファ、看板、照明器具等の設置と撤去の作業を伴う。作品点数は、全面展示替えの場合 100 点前後、部分展示替えの場合 25 点前後。

#### (2) 場所

展示室 1、展示室 2、展示室 3、ロビー、収蔵庫、倉庫ほか。

#### (3) 日程と作業人数

1期 延べ38名

令和7年9月1日から令和7年11月30日の間で美術館が指定する日

2期 延べ48名

令和7年12月1日から令和8年3月31日の間で美術館が指定する日

### 2 条件

- (1) 作業に従事させるスタッフは、全員が美術品取り扱いに関する社内講習会を受講した専門スタッフであること。その内必ず 1 名以上は、美術品取り扱いの専門スタッフとして 5 年以上の経験を有し、かつ国指定重要文化財取り扱いの経験を有する者とし、その者は展示作業の全日程を担当すること。
- (2) 美術作品を取り扱う際は、作品に瑕や指紋跡等のダメージを与えないよう、細心の注意を払うとともに、万一、作品を損傷もしくは亡失したときは、一切の責任を負うこと。
- (3) 作業に必要な綿布団や薄葉紙、防湿用ラミネート紙、ピン、フック、テープ等の資材を用意すること。
- (4) 重量のある美術作品（金属製や石製の彫刻等）を移動、設置するために必要となる資材や屋内で使用可能な小型クレーン等の機材を用意すること。
- (5) 脆弱かつ重量がある美術作品（土を素材とした彫刻等）を移動するために必要となるクレーン等を設計、製作する能力を有すること。
- (6) 美術作品の保管場所等作業を通じて得た情報は、作業終了後すみやかに破棄し、他へ漏らさないこと。
- (7) 全ての作業について、本館職員の指示に従うこと。

以上